

令和5年度福島県狩猟者登録申請のご案内

令和5年度において福島県で狩猟を行おうとする者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条及び第56条に基づき、次により狩猟者登録の申請を行う必要があります。

1 受付期間

受付期間は令和5年10月1日からです。（申請書を持参する場合は土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）

なお、10月16日以降に申請書類を受け付けた場合には、狩猟解禁日（11月15日）までに狩猟者登録証等を交付できない場合があります。

2 申請書の提出先

住所地を管轄する各地方振興局県民(環境)部（以下「管轄地方振興局」という。）
(P.6「狩猟者登録申請書の提出窓口」を参照ください。)

※ 他の都道府県から福島県に入猟される方は、別途「令和5年度に他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて」により手続きしてください。

3 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を作成してください。

※ 狩猟者登録申請書に記載する職業の分類は別表(P.7「職業分類表」)のとおり。

(2) 損害賠償に係る要件を備えていることを証する書面

下記のいずれかの書類を提出してください。

- ① 一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書
- ② 損害保険会社の損害保険契約（狩猟に起因する事故のための損害賠償責任保険で保険金額が3千万円以上であるもの）の被保険者であることの証明書
- ③ 上記①又②に準ずる資力信用に関する証明書。

(3) 写真（サイズ：縦3.0cm×横2.4cm）

申請書毎1枚、狩猟者登録証用1枚

- ※ 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。
- ※ 申請日前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のものに限る。
- ※ 狩猟免状の備考欄に「眼鏡等使用」と記載されている方は、眼鏡等を使用した写真を提出してください。

なお、コンタクトレンズ使用の方は、写真裏面に「コンタクトレンズ着用」と記入するとともに、狩猟者登録申請書の「コンタクトレンズ着用」の□にレ印を付し

てください。

※ 写真の必要枚数は、1種類の場合は計2枚、2種類の場合は計3枚、3種類の場合は計4枚となります。

(4) 網猟免許、わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で下記

①から③のいずれかに該当する場合は、その旨の証明書（※下記4の狩猟税の減免措置を受ける者のうち、非課税該当の場合は提出不要。）

- ① 控除対象配偶者及び扶養親族でない。
- ② 控除対象配偶者又は扶養親族であるが、農林水産業従事者である。
- ③ 控除対象配偶者又は扶養親族であるが、本年度の県民税の所得割額の納付を要しない方の控除対象配偶者又は扶養親族である。

4 狩猟税の減免措置対象者の要件に該当している旨の証明書等

平成31年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置の対象者は、以下(1)から(3)の該当する減免措置に対応する書類を添付すること。

(1) 対象鳥獣捕獲員である場合

提出書類	左記書類の作成者・交付者
① 福島県内の市町村に属する対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類（別記様式）	対象鳥獣捕獲員を指名（任命）した市町村長

「対象鳥獣捕獲員」とは、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち、主として対象鳥獣(鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣をいう。)の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に福島県の区域内において実施された認定鳥獣捕獲等事業に従事した場合

提出書類	左記書類の作成者・交付者
① 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現在受けている認定に係る認定証の写し	認定鳥獣捕獲等事業者
② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（様式第16の2）	認定鳥獣捕獲等事業者
③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業)が実施されたことを証する書類 ※ 当該事業の委託契約書の写し等。 ※ なお、当該事業は、申請前1年以内に、福島県の区域内において実施されたものであって、捕獲許可を受けた者又は許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。	認定鳥獣捕獲等事業者

④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し ※ 従事者証に記載された内容が、上記③の事業に対応したものに限る。	認定鳥獣捕獲等事業者
--	------------

「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定される者であり、また、「捕獲従事者」とは、鳥獣保護管理法施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者をいう。

(3) 許可捕獲者である場合

※狩猟者登録の申請前1年以内に福島県内で有害鳥獣捕獲等を行った場合

- ① 捕獲許可(鳥獣保護管理法第9条第1項の許可)の交付を受け、有害鳥獣捕獲を行った場合

提出書類	左記書類の作成者・交付者
① 鳥獣保護管理法に基づく許可証の写し ※ 返納済みである等、許可証の写しを提出できない場合は、許可権者(市町村長又は福島県地方振興局長)の証明書(参考様式1)	申請者 許可権者(市町村長又は福島県地方振興局長)
② 捕獲等の結果を示す書面 ※ 許可証の「報告欄」に捕獲結果を記入し、「備考欄」に捕獲日又は出勤日を記入したものの写し	申請者
※ ①と同じく提出できない場合は、「報告欄」と同等の内容(捕獲等に実際に従事した日付を含む)を記載した書面(参考様式2)	申請者

- ② 捕獲許可(鳥獣保護管理法第9条第1項の許可)を受けた者の従事者として、有害鳥獣捕獲に従事した場合

提出書類	左記書類の作成者・交付者
① 鳥獣保護管理法に基づく従事者証の写し ※ 返納済みである等、従事者証の写しを提出できない場合は、許可権者(市町村長又は福島県地方振興局長)が証する証明書(参考様式3)	申請者 許可権者(市町村長又は福島県地方振興局長)
② 捕獲等の結果を示す書面 ※ 有害鳥獣捕獲許可を受けた者(市町村長など)が作成した捕獲結果を記載した書面(参考様式4)	捕獲許可を受けた者 ※ 必ず捕獲許可を受けた者が作成すること。申請者自ら作成した書面は不可

5 狩猟税、狩猟者登録手数料の納付

(1) 狩猟者登録関係手数料

狩猟者登録手数料は登録を受ける狩猟免許1種類につき、1,800円

- ※ 複数の免許の種類の登録を受けようとする場合は、その件数分の納付が必要になるので注意してください。

名 称	金額 (円)
狩猟者登録手数料 (登録を受ける狩猟免許 1 種類ごとに)	1,800
狩猟者変更登録手数料	1,800
狩猟者登録証再交付手数料	1,100
狩猟者記章再交付手数料	1,000

(2) 狩猟税

区 分	税額 (円)		
	通常	1/2 減免 (※2)	非課税 (※1)
ア 第一種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者 で、イ) に掲げる者以外の者	16,500	8,200	非課税
イ 第一種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者 で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付する ことを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項 第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号 に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又 は林業に従事している者を除く。)以外の者で、住 所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 ※ 上記 3 (4) の証明書を提出した者	11,000	5,500	非課税
ウ 網猟免許 又は わな猟免許 に係る狩猟者の登録を 受ける者で、エ) に掲げる者以外の者	8,200	4,100	非課税
エ 網猟免許 又は わな猟免許 に係る狩猟者の登録を 受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を 納付することを要しない者のうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同 項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者(農業、 水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の 者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付し た者 ※ 上記 3 (4) の証明書を提出した者	5,500	2,700	非課税
オ 第二種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700	非課税

※1 上記 4 (1) 「対象鳥獣捕獲員」及び (2) 「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者」は、非課税

※2 上記 4 (3) 「許可捕獲者」は、通常の税率の 2 分の 1

(3) 納付方法

「狩猟者登録申請書」の裏面にある所定の欄に 5 (1) 及び (2) に規定される
額の福島県収入証紙を貼付してください。(登録手数料と税は分けて貼付すること。)

(4) 第一種銃猟免許所持者が空気銃を使用する場合の注意事項

- ① 空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録となる。この場合、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。
- ② 同一の場所において、装薬銃及び空気銃を併せて使用する場合は、第一種銃猟免許に係る狩猟者登録となり、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録は要さない。
- ③ 先に装薬銃の使用についてのみ第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けた者が、その登録期間中に当該登録に係る場所において装薬銃に加えて空気銃を使用する場合は、届出が必要となる。この場合、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税は課されない。
- ④ 先に第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を受け、その登録期間中に、当該登録に係る場所において空気銃に加えて装薬銃を使用する場合は、新たに第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を要する（第二種銃猟免許に係る登録は抹消されない。）。この場合、新たに第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。

6 狩猟者登録証等の交付について

(1) 狩猟者団体に加入している場合

狩猟者団体の支部を通して交付を行う。

※ 狩猟者団体の一括申請以外で個別に申請した場合は、下記「②狩猟者団体に加入していない場合」に同じ

(2) 狩猟者団体に加入していない場合

① 窓口交付

運転免許証等の身分証明書の提示を求め、本人確認のうえ交付する。

なお、交付予定日は申請窓口を確認してください。

② 郵送による交付

返信用封筒により簡易書留で送付を行う。

申請時に、上記の提出書類に加え、受取人の住所・氏名を記入し、次の郵便切手を貼付した返信用封筒(角形2号定形外封筒)を提出してください。

【郵便切手】

◇申請する狩猟免許の種類が1種類の場合 560円

◇申請する狩猟免許の種類が2種類又は3種類の場合 600円

7 その他

(1) 申請書に不備があるものは取扱いできないため、提出時に十分確認すること。

(2) 狩猟者登録を受けた者は、登録証又は狩猟者記章を有効期間が終了した日から30日以内に交付を受けた管轄地方振興局に返納し、併せて、当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすること。

なお、イノシシ・ニホンジカを狩猟する場合は狩猟カレンダーを作成し、狩猟者登録証の返納時に地方振興局に提出すること。

(3) 次の①～⑤に該当することになった場合は、申請を行った管轄地方振興局へ事前連絡のうえ、所定の手続きを行うこと。

- ① 狩猟者登録に係る狩猟免許の種類を変更する場合は、変更登録申請書に必要事項を記載の上、狩猟者登録手数料及び狩猟税に相当する県収入証紙を貼付し、写真2枚（1（3）と同じもの）を添付して、提出すること。
- ② 狩猟者登録証の交付を受けた者が、その住所又は氏名を変更したときは、住所等変更届出書により、交付を受けた管轄地方振興局に届け出ること。
- ③ 上記4により減免措置を受けた者が、該当する減免事由に係る登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく交付を受けた管轄地方振興局に届け出ること。
- ④ 登録証及び狩猟者記章を亡失又は汚損等したときは、再交付の申請又は亡失の届け出をすること。なお、汚損又は破損を理由とする再交付申請の場合は、汚損等した登録証等を添付すること。
- ⑤ 亡失又は盗取により再交付を受けた後において亡失した登録証及び狩猟者記章を発見したときは、速やかに返納すること。

【狩猟者登録申請書の提出窓口】

名 称	電話番号	郵便番号	所 在 地
県北地方振興局 県民環境部県民生活課	024-521-2709	960-8670	福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階
県中地方振興局 県民環境部県民生活課	024-935-1295	963-8540	郡山市麓山1-1-1
県南地方振興局 県民環境部県民生活課	0248-23-1548	961-0971	白河市昭和町269
会津地方振興局 県民環境部県民生活課	0242-29-5295	965-8501	会津若松市追手町7-5
南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	0241-62-2061	967-0004	南会津町田島字根小屋甲4277-1
相双地方振興局 県民環境部県民生活課	0244-26-1144	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30
いわき地方振興局 県民部県民生活課	0246-24-6203	970-8026	いわき市平字梅本15

別表

【職業分類表】

番号	職業分類	内 容
1	専門的、技能的職業従事者	技能者、教育者（小・中・高・大学等）、医療保険技術者、芸術家、芸能家、研究者、裁判官、カメラマンなど
2	管理的職業従事者	管理的公務員、会社・団体の役員、その他の管理的職業従事者
3	事務従事者	会計事務員、作業的事務員、運輸・通信事務員、一般事務員
4	販売従事者	商品販売従事者、その他販売従事者
5	農林業作業者	農耕作業者、養蚕作業者、林業技術者、その他の農林業作業者
6	漁業作業者	漁業作業者
7	採鉱・採石作業者	採掘作業者、その他の採鉱・採石作業者
8	運輸・通信作業者	自動車・船舶・航空機運転従事者・その他運輸従事者
9	技能工・生産工程作業者	金属材料製造作業者、金属加工作業者、電気機械器具組立・修理作業者、輸送機械組立・修理作業者、計器・光学器械器具組立・修理作業者、その他の機械組立・修理作業者、製糸・紡織作業者、裁断・縫製作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者、パルプ・紙・紙製品製造作業者、印刷・製本作業者。ゴム・可塑物製品製造作業者、皮革・皮革製品製造作業者。飲食料品製造作業者、化学製品製造作業者、建設作業者、据付機械・建設機械運転作業者、電気作業者、技術補助工、その他技術工、生産工程作業者
10	単純労働者	短期間に習得でき、ほとんど独自の判断を必要とせず、また就業前の経験を必要としない簡単な作業に従事するもの
11	保安職業従事者	国家・社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などに従事するもの（駐留軍人を除く）
12	サービス職業従事者	個人家庭における家族サービスに従事するもの、個人の身のまわり用務・娯楽などの接客サービスに従事するもの、その他に分類されないサービスの仕事に従事するもの
13	分類不能の職業	職業はあるけれどもいずれの項目にも分類されないもの（駐留軍人はこの分類に入る）
14	無職	（勤労学生以外の学生はこの分類に入る）

【福島県で狩猟を行う皆様へ】

注意

福島県では、福島第一原子力発電所事故の影響により、令和5年9月1日現在、下記の地域でイノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ及びノウサギの肉について摂取制限若しくは出荷制限が指示されています。これらの地域で捕獲した鳥獣については、摂取若しくは出荷をしないように御協力をお願いします。

記

(イノシシ) 摂取制限→県北・相双地区

出荷制限→県内全域

(ツキノワグマ) 出荷制限→県北・県中・県南・会津・南会津地区

(キジ) (ヤマドリ) (カルガモ) (ノウサギ) 出荷制限→県内全域

※このほか、自家消費を控えるようお願いしている鳥獣又は区域があります。

※県では野生鳥獣の肉における放射線モニタリング調査を実施し、結果を福島県ホームページ等により公表しています。

詳細は「福島県自然保護課」のホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

(問い合わせ先) 福島県自然保護課 電話024-521-7210

